

彦根総合スポーツ公園庭球場基本設計業務委託仕様書

1 業務名称

彦根総合スポーツ公園庭球場基本設計業務

2 目的

彦根総合スポーツ公園において庭球場を整備するにあたり、令和9年度に実施予定の庭球場実施設計業務に資するため、過年度に各関係機関へのヒアリング等により整理した設計条件をもとに基本設計を実施する。

3 業務範囲

次の土地を業務対象範囲とする。

(1) 名称

彦根総合スポーツ公園

(2) 所在地

彦根市松原町字大黒前 3447 番地ほか

(3) 対象地面積

約 2.8ha

(4) 備考

- ・ 詳細は別紙「彦根総合スポーツ公園庭球場予定地の概要」を参照のこと。
- ・ 別紙における赤枠内を業務対象範囲とするが、別紙で示す範囲は最大の場合であり、今後の用地取得状況により変動が生じる場合がある。

4 履行期間

令和8年7月28日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 設計条件の確認および仕様の設定

- ・ 令和7年度に整理した設計条件や整備コストおよびスケジュールを踏まえ、配置・規模・機能等の仕様について設定する。
- ・ 対象となる内容は、下記のとおりである。
- ・ 設計条件の確認および仕様の設定にあたっては、滋賀県スポーツ課が貸与する「平成27年度第6号（仮称）彦根総合運動公園基本設計等業務委託」および「彦根総合スポーツ公園庭球場整備にかかる設計条件整理業務」における成果物を踏まえ行うものとする。
- ・ それぞれの配置検討に際しては、令和8年度実施予定の地質調査の結果を踏まえ行うものとする。
- ・ 今後の用地取得状況を踏まえて、計画範囲および配置の見直しを行うこと。
- ・ 周辺の住環境（光漏れ・音漏れ）に留意して検討を行うこと。
- ・ 彦根城の世界遺産登録推進にかかる工作物等への規制を踏まえて検討すること。
- ・ 管理棟について、レイアウト（モデルプラン）の作成、概算工事費の算出を行うこと。
- ・ 給水施設について、現在の計画では既設給水管がテニスコート観客席と干渉する恐れがあることから、給水管の切り回しの検討を行うこと。
- ・ 植栽について、公園全体の緑化への影響および樹種の設定を行うこと。
- ・ 建築物について、法的設計条件（都市公園法・建築基準法等）を整理すること。

① 概要（整備対象範囲、動線、その他留意点）

② テニスコート（利用者想定（整備グレード）、コート数、寸法、勾配、方位、舗装、通路、観客席、照明施設、放送施設 ほか）

③ 駐車場・駐輪場（出入口、台数、照明灯等）

④ 管理棟（寸法、仕様/機能等）

- ⑤ 給排水施設
- ⑥ 植栽
- ⑦ トイレ棟
- ⑧ 屋根付き通路
- ⑨ 壁打ちコート
- ⑩ その他（電気・通信設備、地盤改良、ガス等）

(2) 配置および規模見直しを反映した基本設計図の作成

(1)にて決定した設計条件をもとにそれぞれの施設における配置および規模の再検討を反映した基本設計図を作成する。（造成、排水、給水、電気、通信、舗装、施設、植栽に関する平面図および、主要断面図、主要構造図を作成する。）また、概算工事費の算出を行う。

(3) 対外協議資料作成

テニスコートおよび駐車場等の配置案を対外協議資料として取りまとめ、各関係機関と協議・調整を行う。主な協議先は、県内のテニス協会等、公共施設管理者（公園管理者、道路管理者、上下水道事業者、電気・通信事業者）および交通管理者を想定する。

(4) 取りまとめ

上記(1)～(3)の結果を踏まえ、各施設の配置案を決定し、令和9年度スムーズに実施設計を行えるよう基本設計説明書を作成する。

検討経緯をとりまとめるとともに、供用開始までの事業スケジュール案を策定する。

(5) 照査

各段階で照査技術者により照査を行う。

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③ 成果品の内容の適正照査

(6) 打ち合わせ協議

初回、中間4回、納品時の6回を想定する。

6 業務体制

本業務に関する専門知識や経験を有した人員体制が構築され、県からの質疑や相談等に対応できる業務体制を確保すること。

本業務実施にあたり、管理技術者および照査技術者を配置すること。

管理技術者または照査技術者に技術士（建設部門・都市及び地方計画）を配置すること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

企画提案書等の提出資料として、資格を証明するものを添付すること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- 1：業務報告書 2部（A4簡易正本）
- 2：上記電子データ

PDF および元となるデータ（Excel、Word等 Microsoft Office で閲覧可能なもの）

8 本業務実施にあたっての留意事項

(1) 疑義

本仕様書に記述のない事項および解釈に疑義を生じた場合の取扱いについては、県と協議のうえ、定めるものとする。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は業務の処理を第三者に一括して委託し、または請け負わせてはならない。ただし、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 秘密保持

受託者は、業務執行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。これは契約期間満了後においても同様とする。また、受託者は本業務に係る資料および結果を発注者が指示する目的以外に使用、または第三者へ提供してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(6) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要となる受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(7) 成果品等の帰属

本業務により作成した成果品およびその過程のデータの所有権は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なく成果品およびその過程データを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。

別紙 彦根総合スポーツ公園庭球場予定地の概要



業務対象範囲(約2.8ha)
今後の用地取得状況によって変動あり